

P T A 団 体 補 償 制 度 の ご 案 内

調布市立第二小学校 P T A

毎年加入しております「P T A 団体補償制度」の概要につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。なお、保険契約については、引受保険会社の契約約款および特約に基づいての補償となります。

◎補償制度の概要

①傷害補償 P T A の管理下において、P T A 行事に参加している間に被った傷害について補償します。

②賠償責任補償 P T A の管理下(往復途上は含まれません)において、P T A 活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊させたことにより P T A が法律上の損害賠償責任を負った際に補償します。

※補償されない事故の主な例

- ・故意による事故
- ・頸部症候群(むち打ち症)または腰痛で、他覚症状が認められないもの
- ・児童・生徒については「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法施行令」が定める給付対象となりうるべき傷害

◎補償の概要(保険会社の契約約款および特約に基づきます)

死亡補償額	1 7 6 万円
後遺障害補償額	1 7 6 万円～5 万円
入院補償日額	1 日あたり 2, 6 4 0 円(1 8 0 日限度)
通院補償日額	1 日あたり 1, 7 6 0 円(9 0 日限度)
賠償責任補償 (管理者賠償)	身体 1 事故 5 億円 1 名 5 億円限度 財物 5 億円限度 他
補償期間	令和 3 年 6 月 1 日午後 4 時より 1 年間

※引受保険会社との契約書類(重要事項説明書、保険証券、契約約款等)については、P T A が保管しています。

※万一、事故が発生した際は、遅滞なく P T A 担当までお知らせください。

保険契約者 調布市立第二小学校 P T A
引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)